

第2次船橋市再犯防止推進計画(素案) 概要版



1 計画の概要

1 計画の趣旨

本市においては、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨等を踏まえ、「船橋市再犯防止推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進してきました。

第1次計画に基づく取組や、国、千葉県の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策をさらに深化させ、全ての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「第2次船橋市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。「船橋市総合計画」や、「船橋市地域福祉計画」などの関連する行政計画との整合性を図っています。

3 計画の支援対象者

再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいいます。）※計画上の表記は「犯罪をした人等」

4 計画の期間

令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間

3 具体的な取組

1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

- (1)就労の確保  
犯罪をした人等の安定的な就労や継続した就労状況を確保するため、就職に向けた相談体制や支援策を充実するとともに、協力雇用主の増加を促進するための取組を進めていきます。
- (2)住居の確保  
犯罪をした人等への住まいに関する相談支援や市営住宅の周知等、地域で適切な住居を確保するための取組を進めていきます。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- (1)高齢者、障害者等への支援  
高齢者、障害のある人、生活困窮者など、支援を必要とする人が、適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、支援等を進めていきます。
- (2)薬物依存を有する人への支援  
関係保健医療機関・団体等と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます。併せて、薬物乱用を防止するための啓発活動を実施していきます。

3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

非行の未然防止に向けた取組を推進するとともに、非行や犯罪をした少年が社会へ復帰し自立するために、進学・復学支援、地域における居場所づくり等の取組を進めていきます。

4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

少年・若年者に対する支援、女性の抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する人に対する支援等、対象者の特性に応じた支援を進めていきます。

5 民間協力者の活動の促進等のための取組

民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を進めていきます。

6 地域による包摂を推進するための取組【重点施策】

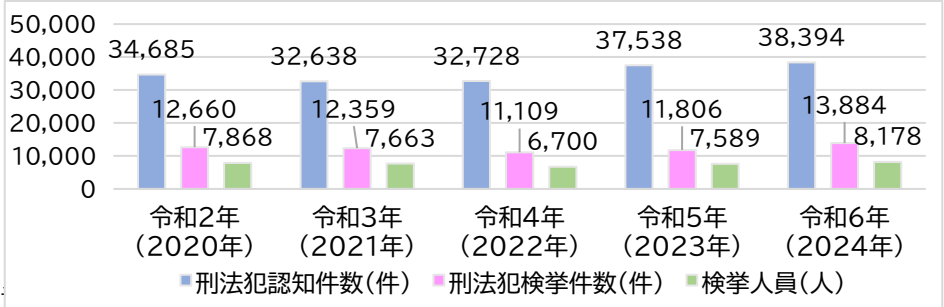
- (1)国、民間団体等との連携の推進  
刑事司法や更生保護、学校教育、保健医療・福祉、地域住民などの関係者が相互に連携し、効果的な支援を行うための体制の整備を推進します。
- (2)広報・啓発活動等の推進  
犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者等への支援の充実を図りつつ、広く地域住民に再犯の防止等への関心をもってもらうように広報・啓発活動を推進します。

4 計画の推進体制

「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議」の開催などを通じて、関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした人等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築を進めます。

2 再犯の防止等を取り巻く状況

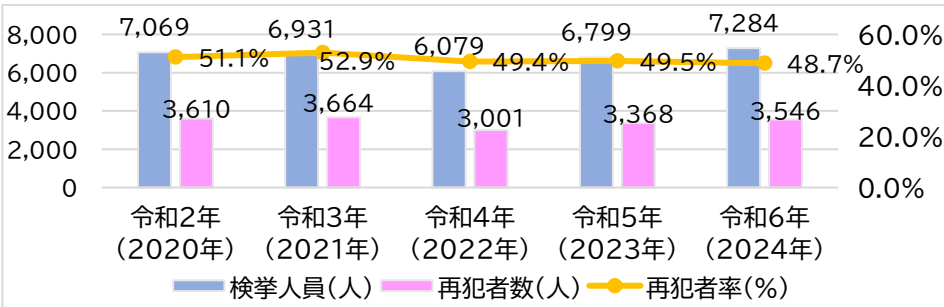
1 刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移(千葉県)



刑法犯認知件数は、令和4年（2024年）以降、増加傾向にあります。

千葉県警察統計データを基に作成

2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(千葉県)



刑法犯検挙者中の再犯者の割合（再犯者率）は、約5割と、高い割合で推移しています。

法務省提供データをもとに作成